

役場

から

の

お

知

ら

せ

電話
役場 72-0450
ふれあいセンター 73-0811
農業センター 73-0978

狩猟免許試験を実施します

シカやイノシシなどの被害にお困りの農林業者の皆さんをはじめ、多くの方々の受験をお待ちしております。

【試験日時】

わな猟免許
7月13日（日）午前10時～
銃猟免許（第一種・第二種）
8月23日（土）午前10時～
わな猟・網猟免許
8月24日（日）午前10時～

【試験会場】

高知県立大学（池キャンパス）

【受験料】

初心者5、200円、一部免除者3、900円

【申し込み締切日】

受験しようとする試験日の10日前必着

【申請書配布場所】

高知県産業振興推進部鳥獣対策課、各地区猟友会、役場産業建設課産業班

【申請方法】

申し込み締め切り日までに、申請書類等を高知県産業振興推進部鳥獣対策課または高知県猟友会へ提出してください。

問い合わせ先…産業建設課産業班

高知県猟友会 ☎088-856-6641

高知県産業振興推進部鳥獣対策課

☎088-823-9042



狩猟免許取得を補助します！

有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者を確保し、イノシシやシカによる農林作物等の被害を軽減するために、わな猟免許および第一種銃猟免許取得に係る経費を補助します。

また、今年度から、わな猟免許および第一種銃猟免許の更新経費についても補助します。

詳しくは左記までお問い合わせください。



問い合わせ先…プロジェクト推進室

元気集落プロジェクト

「経済センサスー基礎調査」

「商業統計調査」にご協力を！

7月1日、「経済センサスー基礎調査」および「商業統計調査」が行われます。

「経済センサスー基礎調査」は全国すべての事業所および企業の活動状態を調査し、「商業調査」は全国すべての商業を含む事業所について、活動の実態を調査します。

知事に任命された調査員が、6月末日までにお伺いし、調査票をお届けしますので、調査票へのご記入をお願いします。

問い合わせ先…総務課企画財政班

四国電力からダム放流についてお願い

今年も集中豪雨や台風が発生するシーズンとなりま

した。

四国電力では、穴内川ダムおよび繁藤ダムから放流する場合、サイレンや警報車でお知らせいたしております。

サイレンや警報車による警報を聞かれた場合は、川におかれている物や川におられる方は、ただちに安全な場所へ移動するようお願いいたします。

なお、放流する場合のサイレンの鳴らし方は、次のようになっています。

1分間吹鳴 ↓ 15秒休み ↓ 1分間吹鳴

ウー

ウー

6月1日は

人権擁護委員法が施行された日です

「人権」とは、「人が幸せに生活するために必要な権利」です。

人権擁護委員は、現在高知県内に約180人が配置されており、地域住民の皆さんが、人権について関心を持つてもらえるような啓発活動を行ったり、法務局や役所などの公共施設、デパートなどにおいて、家庭や職場内における問題、セクハラ・DV・いじめなどにおける人権問題に関するあらゆる相談をお受けします。相談は無料で、秘密厳守となっていますので、一人で悩まずお気軽に法務局または人権擁護委員にご相談ください。

■大豊町人権擁護委員■

小笠原孝雄（八 畝）
佐竹 範久（大王上）
都築 美穂（安野々）

全国共通人権相談ダイヤル

みんなの人権110番

「差別を受けた」「暴行・虐待を受けた」「セクハラ・パワハラを受けた」「いじめ・体罰を受けた」「名譽棄損・プライバシーの侵害を受けた」など、一人で悩まずお気軽にご相談ください。

【時間】平日の午前8時30分から午後5時15分まで
【電話番号】
（ナビダイヤル）0570-0003-1110

高知東警察署からのお知らせ

悪質商法にご注意ください！

4月に土佐町で、高齢者宅に高配当をうたった社債等の有価証券の購入を促すパンフレットが送りつけられるという事件が発生しました。

四万十市内では同様の手口で4、200万円ものお金をだまし取られるという被害が出ています。

【事件の特徴】

精巧なパンフレットを作成して送りつける

業者を装った犯人の一味から、

「県内でパンフレットを送られてきた、100人の方にしか購入する権限がない。購入してくれば、当社が2〜3倍の金額で買い取る」などと社債を購入するように電話がかかってくる

自宅に社債購入を促すパンフレットが送られてきたり、購入を促す電話などがあった場合には、速やかに最寄りの警察署、駐在所などにご連絡ください。

問い合わせ先…高知東警察署本山警察庁舎

☎76-0110

安らかに

ご冥福をお祈りします

敬称略



氏 名

死亡日

性

享年

住所

※個人情報保護法により割愛いたします

森林所有者の皆さんへ 森林整備支援制度のお知らせ

自分で自分の山を手入れする場合の補助事業（自伐林家等を含む）

○緊急間伐総合支援事業【申し込み先：役場プロジェクト推進室】

■間伐

工 種	対象林齢	事業規模	伐採率	補助要件等	補助金額（定額）
保育間伐	11～60年生	0.1ha以上 ／施行地	30%	保安林または町森林整備計画に規定する公益的機能が高い森林で集約化が困難な森林	80,000円／ha
搬出間伐	31～60年生			国庫補助事業の対象とならない森林	223,000円／ha※

※搬出間伐については、県の補助183,000円／haに町が40,000円／ha上乗せして補助します。

■搬出間伐のための作業道整備（上の表の搬出間伐とセットが条件です。）

工 種	補助要件等	補助金額（定額）
路面整備	開設後5年を経過した作業道で搬出間伐のために路面整備が必要であること。	幅員により100円／m～200円／m
開 設	間伐材の搬出等を行うために作業道の開設が必要であること。	幅員により800円／m～2,000円／m※
そ の 他	間伐材の搬出等に利用する作業道に丸太積み工、洗い越し工および作業ポイントの整備の工種が必要であること。	・丸太積み工：700円／m ・洗い越し工：6,000円／箇所 ・作業ポイント：55,000円／箇所

※開設については、県の補助に町が幅員により300円／mから500円／mを上乗せし補助します。

再造林をする場合の補助事業

○森林資源再生支援事業【申し込み先：嶺北林業振興事務所と役場プロジェクト推進室（両方に申請が必要）】

工 種	補助要件等	補助率		
		県	町	参考：造林補助率68%の場合
再造林	造林補助事業（国庫事業）で採択された人工造林および附帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）とする。ただし、シカ被害防護施設については、再造林と一体的に実施するものとする。	22%以内	10%以内	合計100%以内
シカ被害防護施設				合計78%以内
樹下植栽	造林補助事業（国庫事業）で採択された事業に限る。	－	17%以内	合計85%以内
下刈り				

○その他 造林補助事業（国庫事業）の工種に「保育間伐」が復活しています。造林補助事業の内容については、県嶺北林業振興事務所（☎0887-82-0162）にお問い合わせください。

問い合わせ先 …プロジェクト推進室100年の森プロジェクト